

西尾市民病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策の目的

院内感染の予防、集団院内感染発生時の迅速・的確な対処法などを示し、適切かつ安全な医療を提供すると同時に、医療従事者の健康と安全を守ることを目的とし、ここに院内感染対策指針を定める。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

医療機関においては感染症の患者と、感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在している事を前提に、医療サービスを行う際に必然的に起こりうる患者・職員自身への感染リスクを最小化するために、「標準予防策」*の観点に基づいた医療を提供する。感染拡大の恐れがある感染症の患者に対しては標準予防策に併せて「感染経路別予防策」を実践して感染拡大を防止する。

ひとたび感染拡大が起こった場合には、その原因を速やかに究明して、制圧、早期に終息させる為に、病院全体として包括的に院内感染対策を行う事を基本とする。

また、保健所および地域の医療機関や福祉、介護施設などと地域連携を図り感染対策を推進する。

* 血液など体液や排泄物、傷のある皮膚等は、すべて感染性病原体を含んでいるものとして対応する予防策

3. 院内感染対策のための組織

1) 院内感染対策委員会(ICC:Infection Control Committee)

感染対策の中心的役割を担う委員会。

2) 院内感染対策チーム(ICT:Infection Control Team)

院内感染対策委員会の下部組織として、院内感染対策の実務を担当するチーム。

3) 抗菌薬適正使用支援チーム(AST:Antimicrobial Stewardship Team)

院内感染対策委員会の下部組織として、抗菌薬の使用状況を把握し、感染症罹患患者の治療を支援するチーム

4) 看護部感染対策委員(リンクナース委員)

看護部の感染対策の実務担当者。